

薬生水発 0930 第 3 号
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道基盤強化計画の策定について

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）の施行に関し、全般にわたる改正の趣旨、内容及び留意点については、「改正水道法等の施行について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により通知したところである。

改正法による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることができるとされている。また、同条第 3 項に基づき、水道基盤強化計画は、厚生労働大臣において法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき定めるものとされている。

については、都道府県におかれては、水道の基盤の強化を図るため、基本方針に基づき水道基盤強化計画を策定するよう、通知するとともに、策定にあたっては、別添の「水道基盤強化計画作成の手引き」を参照されたい。

また、水道基盤強化計画と都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランとの関係性については、「水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を参照されたい。

都道府県における水道基盤強化計画の策定に当たっては、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の協力が不可欠であり、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対し、水道基盤強化計画の策定に向けた協力について周知されたい。また、厚生労働大臣認可の水道事業者等には、別途、本通知の発出について当課より情報共有をしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。